平成２４年（フ）第２８３号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目10番13号
破産者　佐藤ホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８０５号
北九州市八幡西区本城東４丁目５番22号
破産者　大野建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１５号
金沢市入江２丁目146番地
破産者　サンキリース株式会社
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９２号
三重県津市河芸町浜田553番地50、住民票上の住所三重県津市河芸町杜の街２丁目31番地16
破産者　青木　雅弥
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８２６号
岡山県加賀郡吉備中央町田土1891番地１
破産者　難波　仙一
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３号
最後の住所大分県佐伯市常盤東町４番27号ときわ住宅２号、破産開始決定時の住所大分県佐伯市常盤西町９番18号
破産者　亡森本功相続財産
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５８１号
川崎市高津区上作延821番地　メゾンセジュール203
破産者　川上　圭子
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
熊本市北区鶴羽田３丁目12番19号
破産者　片岡　速見
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３２号
熊本市中央区大江４丁目17番８号　コルディエール大江405号室、開始決定時の住所熊本市中央区帯山４丁目51番５号
破産者　和泉　哲哉
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９１０号
札幌市西区発寒６条５丁目３番43号　コージーホームズ65―407号
破産者　佐藤　俊則
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
長野県上田市緑が丘１丁目25番10号　県営M８―103号、開始決定時の住所長野県上田市常磐城１丁目８番33号
破産者　柳原　房雄
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３１２１号
名古屋市港区甚兵衛通３丁目３番地の１　プレシャスコート402号
破産者　樋渡　光夫
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７３号
愛知県東海市富木島町伏見２丁目19番地の13
破産者　筒井　正彦
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５号
釧路市鶴野東３丁目１番11号
破産者　市橋　大造
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字宮本44番地
破産者　清水　信造
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
山形県東置賜郡川西町大字時田2064番地
破産者　齋藤健一郎
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９０号
福島県郡山市新屋敷１丁目91番地
破産者　青木　裕一
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
相模原市南区相模台４丁目７番28号
破産者　川村　浩昭
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部